

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 令和3年7月20日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時10分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 向山 憲稔
委員 鷹野 一雄 志村 直毅 浅川 力三 遠藤 浩
流石 恭史 山田 七穂 永井 学

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

生涯学習課長 鎌田 秀一

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健部理事 下川 和夫
福祉保健部次長 斉藤 由美 福祉保健総務課長 小俣 達也
障害福祉課長 古澤 善彦 医務課長 齊藤 武彦 衛生薬務課長 大澤 かおり

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部次長 百瀬 友輝
県土整備部技監 飯野 照久 県土整備部技監 小島 一男
県土整備総務課長 津田 裕美 都市計画課長 伊良原 仁
下水道室長 松沢 一賀

観光文化部長 赤岡 重人 観光文化部次長 内藤 卓也
観光文化部文化振興監 村松 久 観光文化政策課長 小泉 嘉透
観光資源課長 三嶋 豊博 世界遺産富士山課長 和泉 正剛

知事政策局長 長田 公 知事政策局次長 井上 弘之
政策企画グループ政策参事 有泉 清貴

行政経営管理課長 眞田 健康

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要 まず、昨日の本委員会で質問のあった山梨県立青少年センター及び山梨県八ヶ岳少年自然の家について、執行部の説明の後、質疑を行った。

次に、本日の審査順序について、福祉保健部、県土整備部、観光文化部、知事政策局の順で行うこととされた。また、部局審査では、部長等には概要説明の後、自室待機してもらい、必要に応じて出席を求めることとされた。

次に、7月29日の現地調査の対象施設等については、日程表のとおり行うことが了承された。

次に、午前10時07分から午前11時46分まで福祉保健部所管の指定管理

施設関係及び県出資法人関係、休憩をはさみ、午後1時00分から午後2時30分まで県土整備部及び観光文化部所管の指定管理施設関係及び県出資法人関係、午後2時45分から午後3時10分まで知事政策局所管の県出資法人関係の審査を行った。

※ 山梨県立八ヶ岳少年自然の家【教育委員会】関係（7月19日に行われた部局審査の内容について再質疑）

質疑

（山梨県立八ヶ岳少年自然の家について）

鎌田生涯学習課長 昨日は大変失礼いたしました。昨日御質問のありました件につきまして、御回答させていただきます。

御回答させていただく内容の都合上、順番が少々前後しますが、御容赦願いたいと思います。

まず、浅川委員から御質問のありました八ヶ岳少年自然の家の指定管理料が前年度に比べて500万円ほど減っている理由についてでございます。このことにつきましては、新型コロナウイルスの影響を精査した結果、利用者が減少したわけでございますが、その影響を受ける利用料、いわゆる収入の減と、それから、利用者の減少や事業の中止に伴って免れた支出を比較しまして支出のほうが大きかったため、その分を減額したということでございます。最終的に指定管理委託料が9,039万3,328円となりまして、結果として前年度と比べて500万円ほど差が出たということでございます。

これは実績を精査した結果として出た金額でございます。これにつきましては、指定管理者とも十分な協議を経た上で決定をさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

それから、向山委員の御質問です。

今言ったように、指定管理料が減るところもあれば、きのう御指摘いただいた青少年センターの指定管理料は前年度と比べてふえているが、この違いは何かという趣旨のお尋ねをいただきました。

これにつきましては、宿泊の利用者を主とする八ヶ岳少年自然の家と、貸し館などの利用者を主とする青少年センター、それぞれの施設の性質・特性の違いが影響していると考えております。

具体的には、青少年センターについては、利用者の減少に伴う影響が八ヶ岳少年自然の家とは反対に、免れる支出よりも利用料の収入、見込んでいた収入よりも利用者の減少によって減る額が大きかったということで、その分は補充しなければいけませんので、その分を追加で指定管理料に盛りさせていただいて、結果的にふえているということでございます。

青少年センターについては、利用者の多寡にかかわらず、固定的にかかる費用が多くございまして、当初計画している収支差額よりも利用者が減少することによって、マイナスに作用しやすい施設であると考えております。

以上でございます。お時間いただきましてありがとうございます。

大久保委員長 ありがとうございます。

執行部の発言が終わりました。ただいまの発言で不明な点について御質問はありませんか。

浅川委員 間もなく八ヶ岳に集約し、八ヶ岳少年自然の家を充実させるという段階にあ

りながらも、指定管理者がどうしたかわかりませんが、500万円も減額することは、私は納得いきません。
以上です。答えは要りません。

※ 山梨県立育精福祉センター成人寮、山梨県立育精福祉センター児童寮、(公財)山梨県臓器移植推進財団、(公財)山梨県生活衛生営業指導センター【福祉保健部】関係

質疑

(山梨県立育精福祉センター成人寮について)

山田(七)委員 今の説明の中で、今年度の利用者数が205人で、管理体制の中で職員が67人、パート職員を除くとなっておりますが、パート職員は何人いらっしゃるのでしょうか。

古澤障害福祉課長 4人となっております。

山田(七)委員 これで、205足す67足す4という数の中で、先日、韮崎市の障害者施設でクラスターが起きまして、障害者施設での感染症対策は非常に重要になってくると思いますが、PCR検査になるのかワクチン接種になるのかわからないのですが、そういったワクチンの接種率はどのくらいでしょうか。

古澤障害福祉課長 当施設におきましては100%、全職員がワクチンの接種を終えております。

山田(七)委員 それはパート職員も含めてですか。

古澤障害福祉課長 はい。

山田(七)委員 もう一つ、国の補助金でハウスを906万円で設置したとのことですが、建物の中のトイレや換気扇、手洗い場なども当然感染症対策をしていく必要がありますが、具体的に何をして、幾らかかったのか、その経費はどこにあるのか、教えてください。

古澤障害福祉課長 まず、5の指定管理業務に係る収支状況の表を見ていただきたいと思えます。

支出のところでございますが、事務消耗品費のところ、令和元年度に431万6,000円、令和2年度に216万9,000円とございます。コロナウイルスの蔓延が始まった令和元年度の後半に300万円ほど、令和2年度も100万円ほど衛生用品の購入をして、感染対策に使っています。

それから、2つ下がって、福利厚生費のところ、令和2年度161万円とございますが、ここに職員の健康診断費用等が入っております。

向山副委員長 利用者の年齢層はどの程度になっていきますか。

古澤障害福祉課長 利用者は、男性が23歳から56歳まで、女性が19歳から79歳までいらっしゃいます。男性の平均が43.3歳、女性の平均が47歳、一番年齢が低い方が19歳、一番高齢の方が79歳となっております。

向山副委員長 4ページの収支状況を見ると、人件費が約2,800万円減っていて、それが職員5人の減少ということでしたが、減少した理由をお伺いしたいと思います。

古澤障害福祉課長 当施設は、もともとは育精福祉センター児童寮と隣接する一体の施設として、県直営で管理していたものを、まず成人寮だけ指定管理に出しました。その後、児童寮を今回指定管理に出したという経緯がございます。

児童寮につきましても、同じ法人が指定管理を受けることになりましたが、法人としては、通常のベースとなっている人数よりも5人多い職員を前年度の令和元年度に成人寮で雇って、そこで研修を受けた方たちがスキルアップをして、実際に児童寮に移られて現在支援に当たっている形でございます。

鷹野委員 6ページの利用状況の中で、定員いっぱい状況という表記があって、3ページに定員を目標値とするとありますが、204名が定員という見方ですか。

古澤障害福祉課長 定員は、この施設自体は、障害福祉サービスの提供という意味でいくと、障害者福祉サービスの施設の夜の入所を支援するサービスの部分と、昼間の生活介護を支援する部分が、延べ人数で204人になっています。実際には、1ページの主な施設内容のところがございますように、生活介護が105人、短期入所が9人、施設入所支援が90人という内訳になっておりまして、生活介護と施設入所支援のところダブる方がおりますが、全体とすると延べ204人を目標値に置いて、現在205人の利用がある状況でございます。

鷹野委員 利用希望の申し込みが多数ある状況で、入れない方がどのくらいいるのでしょうか。

古澤障害福祉課長 今10人ほど待機をしている方がいらっしゃいます。

鷹野委員 申し込みが多数あって、短期入所については例年の3分の1の実績であったとのことですが、どの数字をもとに3分の1という表記になっているのでしょうか。

古澤障害福祉課長 短期入所の利用状況でございますけれども、令和元年度が26人、令和2年度が12人という状況になってございます。

鷹野委員 令和2年度が3分の1ということですか。

古澤障害福祉課長 大変申しわけございません。3分の1という記載は、人数ではなくて、600日ほどあった利用日数が3分の1の200日になっているという意味でございます。

鷹野委員 日数が3分の1ということですね。わかりました。

いずれにしても、10人入れない方がいる状況は、コロナ禍で人数制限をかけていることもあると思いますが、制限があったから10人入れないということでしょうか。

古澤障害福祉課長 先ほど山田委員からのお話にもありまして、特に重度の障害、知的障害の方たちが入所しているので、一旦ウイルスが入り込むと蔓延する危機感がございます、なるべく外からの入所を必要最小限にせざるを得ない状況が

あつて、そうは言っても全部閉めているわけではなくて、御家庭の状況を勘案しながら、一応受け入れはさせていただいている状況ですが、やはりトータルとすると減らさざるを得なかった状況でございます。

鷹野委員 職員は全員、ワクチン接種されているとのことで、コロナ対応としてよろしいかと思いますが、入所される方についても、ワクチン接種をしていただいた方が通所・入所するというのもやった中での制限がかかっているのでしょうか。

古澤障害福祉課長 入所者は全員ワクチン接種を済ませていて、短期入所の場合もワクチンを打たれている方については受け入れをしている状況です。

鷹野委員 受ける側も御世話になる方も全員ワクチン接種が済まされている中で、10人の待機者がいるのは、キャパ的な要因が一番大きいという見方でよろしいでしょうか。

古澤障害福祉課長 現在は受け入れができるようになっていきます。昨年度はなかなか難しく、一部制限をせざるを得なかった状況でございます。

遠藤委員 4ページの収支差額ですが、結構な利益が毎年出ていますが、累積でしょうか、それとも単年度で処理して、蓄積して、最終的に3,200万円の収支差額が出ているのか、お伺いいたします。

古澤障害福祉課長 累積ではなくて単年度で収支差額が出てございます。

遠藤委員 ということは、累積の内部留保なのかわかりませんが、今どのぐらいの額になっているのでしょうか。

古澤障害福祉課長 現在2億5,000万円ほどになってございます。

遠藤委員 これは現金で保管されているのですか。

古澤障害福祉課長 現金です。

遠藤委員 収入にある施設利用料は、保険制度が適用されているのでしょうか。

古澤障害福祉課長 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス制度の介護給付費が入ってきているのが、この金額でございます。

遠藤委員 自主事業の収支が毎年100万円から200万円マイナスになっていますが、どんな事業をされているのですか。

古澤障害福祉課長 日中一時支援という事業で、市町村からの委託を受けて実施しているもので、地域貢献事業でございまして、法人はそういった事業にも積極的に取り組んでいて、多少赤字が出ても取り組むというスタンスで臨んでいるところでございます。

遠藤委員 この黒字の中から毎年これを処理されているのでしょうか。

古澤障害福祉課長 これは法人会計に本部会計がございますので、毎年そこから補填する形で整理をして決算を打ってございます。

遠藤委員 5ページの満足度が、相談・要望対応、それから買い物・外出、この辺はマンパワーが必要だと思いますが、この辺の満足度が低いことに対してどのようにお考えですか。

古澤障害福祉課長 マンパワーという意味でいけば、やはり今、障害の現場、特に葦崎、南アルプスのエリアもなかなか人手が集まらない状況があって、苦勞をしていると聞いてございます。

今回は、やはりコロナで外出できなかったという要因が大きいですが、そういう中でも配慮をしながら外へ連れ出すことが可能かどうかは、やはりマンパワーの話になってしまうのかなと思いますが、いずれ今、私ども県も一緒にかかわって、何とか人材が確保できないかということをやっておりますので、もう少し充実させていければと考えてございます。

遠藤委員 最初の話に戻りますが、これだけ黒字があるのであれば、それを活用することもできるのではないかと思います、この辺についてはいかがでしょうか。

古澤障害福祉課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。やはり、もともと障害者福祉サービスの事業をやって、収支差額が出てくる場合には、そういう事業にきちっと使うようにという考え方がございますので、そのように法人とも協議をさせていただきながら、きちっとマンパワーの確保等をし、支援の充実ができるような環境整備を考えていきたいと思っております。

志村委員 この法人は、みだい寮、梨の実寮、この地域を拠点に障害者福祉サービスを担っていますので、この数字だけを見て利益が出ていると判断するのは、ちょっと見誤ってもいけないという気持ちもありますが、そういう意味で、こちらは県立の施設なので、施設管理という面で、県として公共施設の長寿命化、個別施設計画も出ていますが、これについては現状どんな対応方針ですか。

古澤障害福祉課長 利用者がいて、それを支援していくために、まず箱の部分がきちっとしている、安全・安心が確保できなければいけないし、快適性ということも必要だと考えております。

施設の設置から20年くらいたつので、いずれ一旦大規模改修をする時期も考えながらやっていくことになろうかと思いますが、まだ具体的にその年がいつなのかは議論がされてございません。

ただ、私ども所管をする課とすれば、ある程度そういう、特にハード面、設備もそうですし、建物もそうですが、屋根の防水ですとか、中の設備も大分古くなってきているので、毎年毎年のメンテナンスだけでは、なかなか難しい状況も出てきているので、そこはまた財政当局とも議論をしながら、検討していかなければいけないと認識してございます。

志村委員 施設計画どおりになかなか進まない点もあるかとは思いますが、また、施設としてはどうしても日常的な利用の中で、故障したり、壊れたりする機会も一般的な利用よりは少し多いかと思うので、そういう意味では、法人のほうでの修繕もされているとは思いますが、躯体にかかわるような部分や雨漏りのよう

な部分はしっかりと対応していく必要があると思いますので、この辺はぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

古澤障害福祉課長 指定管理者制度を導入しておりますので、軽微なものは法人にお任せをして臨機応変に対応していただくということで、よく話をしながら進めているところでございます。

長期的にはやはり大規模なことも考えていかなければいけないと思いますので、法人を通して、利用者の様子も含めて確認をさせていただき、反映をさせた改修ができるように、いろいろ内容を検討しなければならないことは多々あると思いますが、進めさせていただきたいと思っております。

(山梨県立育精福祉センター児童寮について)

永井委員 5ページの利用者の主な意見で、毎日入浴したいと書いてあって、その下に入浴日以外はその都度職員に申し出てくださいと書いてありますが、職員に申し出れば入浴日以外でも入浴できるのですか。

古澤障害福祉課長 そこは臨機応変に施設のほうで対応しておりますが、ただ、1人だけだと、そこはなかなか、工夫をしなければいけないと考えているところでございます。

永井委員 暑い時期になってくるので、できたら入浴まではいかなくても、シャワー程度はなんて思ったのがまず1点です。

その下で、5番で他児からの暴力やいじめを何とかしてほしい、6番でみんながルールを守ってほしいと書いてあって、その下のその回答が、他児からの暴力やいじめ、ルール遵守については、ケース会議等で協議し、指導していきますと書いてありますが、私、客観的に見て、こんな冷たい回答でいいのかと思います。特に発達障害や被虐待児童がいる中で、何とかしてほしいという声をケース会議等でやりますなんていう対応で、果たしていいのかなと。

ましてや、県から離れて指定管理者独自に任せる時期に来て、こんな対応で、この施設の運営自体が大丈夫なのかなと客観的に見て思いますが、その辺のいじめや暴力に対する対応、現状どうなっているのか、教えてください。

古澤障害福祉課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、いずれ、私どもは児童相談所などとも連携しながら対応させていただいており、受け入れている70%が措置の児童ということもありますし、御家庭で虐待等があって、心の状態が不健康な方もいらっしゃるって、なかなか支援が難しいところがあると聞いてございます。

子供に対しても、ずばりこの記載のとおりで説明しているというよりは、丁寧なお話をさせていただいていると思うので、虐待などの事情でここへ入所されている方も当然ございますし、やはりそこは、きちんと支援をしてかなければいけない対象として認識をしているところでございます。

永井委員 当事者意識になってみれば、今の課長の答弁では少しどうなのかなと正直思います。その上のところで、利用児者の気持ちの尊重、72%が満足と書いてありますが、今の御回答も含めて、果たしてこの実態もどうなのかなと思います。そういう部分の中で、措置経過がある人間がこの施設に入っているわけですよね。担当課長の回答がそんな回答では、私は非常に危惧しますし、心配だなと正直思っています。

この施設は、例えば住吉にできたところの発達総合支援センターとは連携をされているのでしょうか。

古澤障害福祉課長 住吉のこの発達総合支援センターとの連携はさせていただいてございます。委員の御指摘のとおり、私も認識を新たにしたところでございますが、私も行って、よく中の様子を確認させていただきながら、一緒に取り組ませていただきたいと思いますと考えてございます。

永井委員 こういう県の施策に直結する指定管理に関しては、指定管理者に全部任せっぱなしではなくて、多少県も関与している状況だと思いますが、今利用者が55人いますが、彼ら、彼女たちの意識になって考えると、何とかしてほしいと言って、ケース会議で協議します、また中に入って確認してということで、お風呂も入りたいという状況ですが、なかなか難しいみたいな、なんかこう、その対応が冷たいと思います。ぜひ当事者意識になって考えていただきたいと思います。

課長さん、ぜひ施設に行かれて、私も機会があれば視察もさせていただきたいと思いますが、今行くとおっしゃいましたので、ぜひどういう状況だったか、私にも教えていただきたいと思います。ぜひ当事者の子供たちの意識をもって、指定管理者と県がここで手放す前にもっと一体的になって、この施設運営をやっていっていただきたいと思います切に要望しまして、質問を終わります。

古澤障害福祉課長 現在私ども県職員も9名派遣してございます。その方たちともよく連携をさせていただきますし、新たに指定管理者になった職員たちとの連携、いわゆる中の連携をきちっとすることも必要ですし、中央児童相談所やうぐいすの杜、そういったところときちっと連携できるように、私も出向いて様子の確認をさせていただきます、取り組ませていただきます。

向山副委員長 この施設も利用者の年齢をお伺いしたいと思います。

古澤障害福祉課長 ここは男性が4歳から19歳まで、女性が7歳から17歳まで、平均しますと男性が13.82歳、女性が14.14歳という状況になってございます。

向山副委員長 かなり幅広いと思いますが、令和元年度までは直営ということで、利用者数の増減はそれほどなかったのでしょうか、そこだけ確認させてください。

古澤障害福祉課長 令和元年度と令和2年度は動きがなく、同じ利用者数でした。平成30年度になると69名で若干多かったということでございます。

向山副委員長 人数はほぼ変わらないということで、先ほど永井委員のときにもありましたが、9名の方の派遣が令和4年度末で終了するということですが、もともと直営のときにいらっしゃった職員の皆さんは県職員としてではなくて、そのままこの指定管理者のほうに移られた方もいるのですか。それとも、そもそもこの令和元年度から令和2年度の中で9名以外は職員もかなり変わっている状況ですか。そこら辺はどういう状況なのか、教えていただきたいと思います。

古澤障害福祉課長 実際には19名の職員が残って令和2年度は運営をいたしました。3年間かけて、少しずつ減らしながら法人のほうで職員を確保し、養成をしながら体制を構築していくという考え方で、安定的な施設運営ができるようにするため

に、県職員を派遣して、少しずつ減らしながら運営を立てるような考え方で指定管理の導入をさせていただいております。

向山副委員長 基本的には県職員が移ってそのまま残るというよりも、指定管理者が入ってどんどんやってもらって、そこからだんだん引き揚げていくということだと思いますが、変わったことによる課題、利用者や保護者からの御意見があまり見えてきませんが、実際に指定管理になったことによって課題として出てきた面や、逆によかった面は具体的にありますか。

古澤障害福祉課長 今のところ、基本的に県直営でやっていたときの支援を継続するという考え方で、施設運営をしているということもありますが、特に外からのそういった御意見みたいなものは届いていない状況でございます。

向山副委員長 特に子供たちは、今までいた職員さんが変わってしまうことによる影響は、素人目で考えるとかなりあるのかなと思いましたが、そこは特段目立った意見がないということなので、知的レベルに応じてだと思いますが、そこについても意見をまた拾い上げるような取り組みをしていただきたいと思います。
最後に1点、児童相談所からの措置ということで、児童相談所のほうで障害の有無を判断して、こちらに御相談して措置をしてもらおうような、そこら辺のスキーム、流れをお伺いしたいと思います。

古澤障害福祉課長 基本的には児童相談所で全て判断いたします。児童相談所から、こういった子供を預けたいけれどもという相談が来て、受けるか、受けないかというところは、基本的には受け入れる方向で対応しているところでございます。

山田（七）委員 支出の項目の中で県への納付金というのがあります。この県への納付金という項目があるのは、何かしらの状況になったら県へ納付金が発生すると思いますが、どのような状況になれば県への納付金が発生するのか、取り決めがあるのであれば教えていただきたいです。

古澤障害福祉課長 協定書の中に指定管理期間中に収支に黒字が出たような場合に、協議して県へ納付というような項目もございます。純資産の増減の取り扱いということで、指定管理期間中における純資産合計額の増加分については、その用途について甲と乙が協議して決めることとするという文面がございます。協議した結果、県で受け入れる納付金の可能性があるという意味だと思っています。

山田（七）委員 支出の項目の中で、県への納付金をうたっているのであれば、しっかりと契約の段階で文言に落とし込んで、何割以上利益が出た場合には県へ戻すということが、一般的かと思いますが、協議するとなると、幾ら利益が出ようが何しようが協議の中で今回は納付金要りませんという話になったら、要らなくなってしまうということですか。

眞田行政経営管理課長 指定管理制度全体の話になりますので、行政経営管理課のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

様式に県への納付金という項目がございますけれども、これは指定管理施設の管理業務経理状況説明書の様式上、こういう項目があるということで御理解いただければと思います。

施設の中でも、集客施設のところですと、利益が上がる場所もございま

す。そういったところの場合は、個々の施設の状況を見まして納付額の設定をしていることがございます。やはり個々の施設の状況が異なりますので、そこは個別の施設と県の担当課で協議をして納付金の設定をしている形になってございます。

例えば、アイメッセやリニア見学センターなどは納付金の設定をしている例がございます。あくまでも個々の施設の内容を見ながら、個々に判断しているところでございます。

山田（七）委員 先ほど遠藤委員の御質問でもあったとおり、成人寮もかなりの収益が出ているわけですね。志村委員のお話のとおり、さまざまな関連した施設がある中で、個々の契約の段階で、ある程度、これ以上の利益が出たらこれだけは納付しなさいということを、しっかりと明示しておいたほうが、私としては、県民の皆さんに納得をしていただけたらと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 確かに指定管理施設を運営していく中で、多くの余剰金が発生するというのは、指定管理者のインセンティブという一面もあるのですが、多くの額の余剰金が発生する状況は、決して望ましい形態ではございません。各年の決算等の状況を見まして、また、個々の施設の運営状況は異なりますので、その状況を見ながら個別に検討して判断していく形になると思います。

山田（七）委員 私にはよくわかりませんが、話し合いでどうこうなるのであれば、この項目がここに必要なのかということになりますよね。この項目があれば、どうしてもここを追及するというか、話をしなくてはならないですが、この項目はこれからも残していくということでもいいですか。

眞田行政経営管理課長 ここの取り扱いにつきましては、現在指定管理施設は地域づくり交流センターを含めまして48施設ありますが、来年33施設が大量更新の年度を迎えます。今年度しっかり検討するタイミングになりますので、また委員さんから受けた御意見を踏まえまして、しっかり検討してまいりたいと考えております。

山田（七）委員 いずれにしても、県民の皆さんに私たちが地元に戻って、説明がしやすい形で説明をしていただければ非常にありがたいと思いますので、今後ぜひともそういった形でよろしく願いいたします。

流石委員 同じ法人が成人寮と児童寮を運営されていると承知しておりますが、あえて分かれていると私は認識しておりますけれども、一緒にやってもいいのかなど私は思ったのですが、あえて児童寮を令和2年度からというのは、どういうことなのか、お聞きしたいです。

古澤障害福祉課長 成人寮が平成25年度から指定管理者制度を導入いたしました。措置児を受け入れる唯一の障害児入所施設ということで、児童相談所との連携など特殊なやりとりをすることもあって、少し指定管理の時期がおくれたということがございましたが、平成30年度に保護者会から、ぜひ指定管理者制度を導入してほしいというお話がありました。

保護者会の考え方とすると、児童寮を退所したときに、その方たち自体を、成人寮で受け入れていただいて、継続した支援をしてもらいたいという思いが

あったと聞いてございます。そんな背景があつて、少しおくれましたが、令和2年度から導入することになったものでございます。

流石委員 児童寮は定員80人に対してあまり利用者数が高くない。成人寮は100%近いですが、児童相談所からの措置児の受け入れや部屋割りなどいろいろあると思いますが、その辺のところを細かく教えていただきたいと思います。

古澤障害福祉課長 児童相談所から受け入れている措置児は、利用者の全体の7割ほどになっております。受け入れはしていますが、この施設の場合だと2人部屋が21室、それから3人部屋が8室という形で、複数人部屋があります。そこへ部屋割りをしながら入所させる形になりますが、やはり障害の程度や男女の別、それから相性などを考慮しながら、利用者が安心して安全に安定的に暮らせるように部屋割りをしていきますが、そうすると2人の部屋に1人しか入れられない、3人部屋に1人、2人しか入れられないなど、どうしても隙間ができて埋まり切らないことがあります。

それから、やはり措置児を受け入れるということで、一時保護を受けられるような、緊急時に受け入れ可能な一定のスペースを確保しなければならないという考え方もございまして、なかなか埋められない状況です。

全国の類似の施設で、措置児を受け入れている指定管理施設を見ますと、やはりどこも7割くらいの利用になっている状況にございます。

流石委員 初年度だから前年比較ができませんが、初年度は、ある程度余裕を持ってやるということでしょうか。今後はどんどん利用率が高くなっていくということでしょうか。

古澤障害福祉課長 やはりこの7割くらいの水準でいくのかなと思っています。直営のときよりも若干、2人ほど入所がふえていますので、ふえる要素は当然あると思いますが、どうしても措置を一定量受け入れることを想定しながらになりますので、やはり70%前後のところまで運営していく方向ではないかと考えております。

流石委員 成人寮もですが、約7,099万7,800円の指定管理委託料をお支払して、1,300万円ほど黒字になっています。黒字になった要因を教えてください。

古澤障害福祉課長 指定管理者制度を導入するに当たっては、県直営で行っていた直近の平成30年度の収支実績をもとに見込み額を算出したしまして、その収支差額を指定管理委託料という形で見込んだものがこの7,099万円余となっています。

令和2年度の収支について、この見込みと比較しますと、まず、収入につきましては、先ほど少しお話をしました福祉型入所が予定よりも2人多く児童を受け入れたということ、また、短期入所の稼働が増加しているという中で、462万円ほど収入が増加しております。

それから、支出につきましては、燃料費や寝具のリース料等について改めて入札を行ったところ、減額となったということで、燃料費が170万円ほど、それから寝具のリース料も170万円ほど、また、電気料がこれまでは指定管理者施設は対象外でしたが、令和2年度から指定管理者施設も一緒に一括契約ができるようになったので120万ほど、さらに昨年度は感染症の影響でバス旅行ができなかったこともあつて、そういう旅行経費の関係で200万円ほど、全体で622万円くらいの経費節減やできなかったものがあつて、これだけの

収支差額が出ている状態でございます。

流石委員 私が思うのは、やっぱりこれだけの収入があれば、先ほど山田委員も言われたように、県への納付金もある程度考えていいのかなと思います。ぜひ今後とも頑張っていたいただければと思います。

志村委員 指定管理者制度ができて、もう20年近くたとうとしている中で、指定管理という名称で十把一絡げみたいに受けとめられてしまうことが、行政の説明責任がしっかり果たされてないと残念ながら私は思います。

何でもかんでも指定管理にしているわけではなくて、昔から委託はやっていて、こういう施設にも指定管理制度を導入しているということです。ただ、こうした児童寮は大変な状況にある子供たちの最後のセーフティネットですから、できれば直営でやってもらったほうがいいと思っていました。一方で、指定管理者制度のいいところは、こうやってしっかりと内容、収支についても明らかになるし、それを周りの県民の皆さんにも理解をしていただけたところなんです。

だからこそ、いろんな指定管理施設がある中で、こういう福祉にかかわる、特に子供にかかわる、こういう障害のある子を措置で受け入れる施設はほかにないですから、やってくれとお願いしても普通はできません。それを利益が出る、出ないで判断することは、私はあってはならないと思います。それは行政の方たちがしっかりと県民に説明し、県民の代表である議会にもしっかりと説明をして、こういう施設の優位性に対して理解を得てもらいたいと思います。

だから、今お聞きしたいのは、児童寮が目標定員の100%になるなんてことは、本当はないほうがいいです。7割でも多いぐらいです。でも、こういう施設はやっていかなきゃならないので、先ほど、これからも7割ぐらいで推移するだろうというお話もありましたが、指定管理に出す以上は、好ましくないけれど、当然定員いっぱいするときもあれば、もしかしたら5割というときもあるかもしれない。そういうときでもしっかりと指定管理者と協議をしていただいて、どんなふうにしたらいい形で前へ進めていけるか、こういうことをやってもらいたいと思いますが、その点について御見解を伺いたいです。

古澤障害福祉課長 措置を受け入れるこういった障害児入所施設は、確かに唯一の施設でございます。先ほど、運営は軌道に乗るのかという話もありましたが、実はまだまだ課題はたくさんあると認識しております。

先ほど永井委員からも、利用者目線できちっと考えなければいけないという御指摘もいただきましたが、私も、利用者さんの顔も見させていただきますし、施設の職員ともよく話をさせていただきます。この施設のあるべき姿を改めて整理をさせていただきますして、引き続きこの施設が、利用が多ければいいというものではない、確かにそのとおりだと思いますので、有意義に使っていただける、そういう管理ができるように取り組ませていただきます。

※ (公財)山梨県下水道公社、山梨県御勅使南公園、山梨県富士川クラフトパーク・山梨県立富士川観光センター、山梨県立富士山世界遺産センター【県土整備部、観光文化部】関係

質疑

((公財)山梨県下水道公社について)

山田(七)委員 1ページですけれども、出資者が19市町となっていますが、県内の全市町になっていない理由を教えてくださいたいと思います。

松沢下水道室長 ここに書いてございますのは、流域下水道事業を構成する市町村でございまして、例えば、北杜市や身延町などは単独で下水道事業を行っている市町村でございまして、流域下水道を実施していない市町村は出捐金も出していません。

山田（七）委員 小学校、中学校で下水道処理場の施設見学の実施は非常にいいことだと思いますが、この出資者に入っていない市町は、独自にこういったことをやっているのですか。

松沢下水道室長 流域下水道の施設見学につきましては、構成する市町村でなくても、どこの学校の方でも見学することが可能でございます。ほかの市町村がどういった見学をやっているのかは存じておりません。

（山梨県御勅使南公園について）

向山副委員長 指定管理委託料が約200万円ふえている理由についてお伺いします。

伊良原都市計画課長 ラグビー場の芝生は、3年に一度エアレーション作業を行う計画となっており、令和元年度は実施せず、令和2年度に実施したため、指定管理料が増額しております。

向山副委員長 植栽管理費の直営分という意味を教えてください。

伊良原都市計画課長 植栽管理は基本直営ですが、一時期に大がかりな伐採や強剪定等をする場合は、外部に委託する形でやっております。

向山副委員長 指定管理者が直接やる部分を直営分という捉え方でいいですか。

伊良原都市計画課長 指定管理者が、富士グリーンテックという造園関係の会社でございまして、そこから直営班を連れきてやっているということでもあります。

向山副委員長 造園業者さんが指定管理になっているから、それを自分のところで直営でやっているから直営ということに計上している。それ以外の植栽管理は外部委託費で計上している。そういう捉え方でいいでしょうか。

伊良原都市計画課長 そのとおりです。

向山副委員長 最後に、3ページの有料施設利用者数が半減している理由をお伺いします。

伊良原都市計画課長 有料施設は基本的にラグビー場ですけれども、特に昨年度の早い段階から、コロナ対応で団体利用は、なるべく縮小しようということで、減っております。

向山副委員長 ラグビー場の観客なども含めた数で、大会も少なくなっていて、これだけ減っているのかなと今聞いて思いましたが、全体の利用者数を見ると、そうは言っても平成30年度とほぼ変わらず、むしろ平成30年度より多い利用者数で推移できています。ほかの施設は軒並み50%とか、大体減ってしまっている中で、この御勅使南公園に関しては、これだけの利用者数を保っている理由を、何か

わかればお伺いしたいと思います。

伊良原都市計画課長 御勅使南公園の場合は、利用者アンケート結果などから見ても、県内の利用者が9割以上で割と近隣の方が多いこと。もう一つが、大規模なイベントだと、コロナ対応で縮小してはいますが、御勅使南公園の場合は、もともと大規模イベントが少ないということもあります。

やはり、外に出づらいという中で、特に休みの日などに、子供連れさんが、公園は屋外ですので、制限がある中でも近くの公園へということで御勅使南公園に来ていただけたと思っております。

(山梨県富士川クラフトパークについて)

向山副委員長 株式会社かいたは、どういう会社なのか。もともと官民協働でやっている会社なのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

伊良原都市計画課長 株式会社かいたは、官民ではございません。資料の1ページをお願いします。1 指定管理者の推移というところで、過去の指定管理者名が入っております。現在は株式会社かいた、その前が合同会社富士川・切り絵の森となっておりますが、合同会社富士川・切り絵の森というのは、まさにクラフトパークを管理するために設立した法人であります。株式会社かいたは、前回の指定管理者である合同会社富士川・切り絵の森から事業を受け継いでいるのですが、基本的には同じような構成できている会社ですので、そういう意味で言えば、クラフトパークを運営管理するために設立された会社と言ってよろしいのではないかと考えております。

向山副委員長 そういう中で、4ページの外部委託費を見ると、清掃業務に関しては、外部委託しないで自分の会社でやっていますが、株式会社かいたで、職員さんを雇って清掃をしているから外部委託せずに済んでいるということでしょうか。

伊良原都市計画課長 令和元年度から外部委託費の清掃業務が入っていませんが、この年から園内の清掃業務については、指定管理者が直営で行っております。

向山副委員長 最後に、株式会社かいたに県のOBの方はいらっしゃいますか。

伊良原都市計画課長 いらっしゃいます。

鷹野委員 4ページで公租公課の金額が変動していますが、どのように見ればよろしいでしょうか。

伊良原都市計画課長 ここは主に税金の関係になっておりますけれども、株式会社かいたは、もともとそんなに大きく仕事をしてはいたんですが、前々年度の売り上げが1,000万円以下だと当年の消費税が免除されるため、令和元年度については、そうした影響です。

鷹野委員 令和元年はそういう見方で理解できますが、令和2年度は逆に10倍ぐらいふえていますか、どうでしょうか。

伊良原都市計画課長 税の内訳の細かい数字を持っておりませんので、改めて報告させていた

できます。

大久保委員長 ただいまの鷹野委員の質問に対して、確認を行った上で後ほど答弁をお願いいたします。

鷹野委員 広告宣伝費は相変わらず大きい金額ですが、来てくださいという広告宣伝をしたという見方でよろしいでしょうか。

伊良原都市計画課長 感染防止対策をした上で、できるだけ来ていただきたいということで、特に広告宣伝費を減らすということはありません。

鷹野委員 6ページのアンケートでございますが、トイレや休憩所の満足度があまり高い状況ではないですが、このアンケートを意識した中で、県として特に指定管理者に対し注文をつけた内容等は例としてあるのでしょうか。

伊良原都市計画課長 特にトイレについて指示ということはございませんが、公園の維持管理面で、当然トイレも含めてきれいにするように、和式が残っていれば洋式にするように、県でやっている部分と、指定管理者でやっている部分で、いろいろな要望を踏まえながらやっています。

鷹野委員 今トイレに限って聞いたわけではないのですが、全般的にこういうアンケートを県で確認して、指定管理者にある程度改善を促すようなことは、県としてはしていないのでしょうか。

伊良原都市計画課長 アンケートの結果は当然見ておりますので、改善すべきは改善するように、指定管理者側で行うべきものは指定管理者に行っていただく。県で対応すべきものは県で対応するよう、やっています。

永井委員 広告宣伝費が今回の指定管理になってから、平成31年度と平成30年度で245万円から428万円と、200万円ぐらい上がっています。令和2年度も400万円近く広告宣伝費が計上されていて、積極的に広告宣伝を展開すると、利用状況の7ページに書いてありますが、どういう方法で、どういうところが変わって、200万円ぐらいふえたのか、その理由をお伺いします。

伊良原都市計画課長 近年はテレビやラジオ、新聞等を活用し、広告を出すなどしてPRを図っているところであります。

永井委員 何がふえたのか。主にテレビ広告をバーンとやったから200万円上がったのか。200万円という結構大きな金額なので、何が上がってどういう部分で使われたのか、伺います。

伊良原都市計画課長 何が上がったのかまで細かく把握していませんが、園内にあるバラ園を充実させたので、これに合わせて広告宣伝費全般に力を入れたと承知しております。

志村委員 29日に現地視察で伺うということで、また現地を見せていただきながら、いろいろと御質問等もさせていただければと思いますが、指定管理者が今度は株式会社かいすたになったということですが、ちなみに以前の指定管理者の会

社は、今でも存在しているのでしょうか。

伊良原都市計画課長 以前の会社は解散しております。

志村委員 解散して、新たに株式会社かいたに引き継いだ、引き継いだというのは正確な表現ではないかもしれませんが、かいたという会社を立ち上げて、それで指定管理者として公募に応募をされてきたと理解してよろしいでしょうか。

伊良原都市計画課長 前の会社は解散しまして、株式会社かいたは平成26年に設立され、その間、小規模ですが、公園の中のレストランの運営をされておりました。解散の経緯は細かく承知しておりませんが、株式会社かいたが、職員含め、あらかた引き継ぐ形で今に至っている状況であります。

志村委員 公園の規模が大きくて管理も大変手がかかるかと思いますが、外部委託費の9割ぐらいが植栽管理業務ということで、経年で見ると、令和元年度は別にして、定額というふうにも読めますが、年間を通して、植栽管理業務をこの金額で発注して受けてくださる業者がいらっしゃると理解してよろしいですか。

伊良原都市計画課長 管理するエリアが相当広いので、金額がこのぐらいになっておりますが、委員のおっしゃるとおり、その部分は会社に引き受けてやっていただいております。

志村委員 ちなみに、植栽管理業務をしている外部の業者さんは1社ですか。

伊良原都市計画課長 1社です。

(山梨県立富士川観光センターについて)

向山副委員長 今御説明でもありましたが、経費削減をした部分を資材購入等に充当したというのが、4ページの備品購入費の118万9,300円に当たるかと思いますが、どのようなものを備品として購入したのかお伺いします。

三嶋観光資源課長 令和2年度の備品購入費につきましては、地元の作家さんなどの企画展等を、大体月に2回程度開催をしていますが、これまで、作家さんがつくられた作品の中でも、比較的高価なものを展示する実は什器というものがございまして。例えばむき出しで置いておいたときに、万が一、来場された方が触れて、それを壊してしまっても困りますし、そうかといって施設側は、いい作品をぜひ目に触れさせたいというところもございましたので、そういった展示用の什器の購入をしております。

それから、その作品をきれいに見ていただく目的で、スポットライトを設置しております。備品としては、そのようになっております。

(山梨県富士川クラフトパーク・山梨県立富士川観光センター全般について)

永井委員 クラフトパーク・観光センターですが、たまたま県の部局がまたがっていますが、私も何回か家族で伺ったことがあります。体験工房やカヌーなどがありますが、例えばカヌーをやったら、こっちの道の駅のレストランで幾らか割引みたいな、クラフトパークと観光センターの連携は何かありますでしょうか。

三嶋観光資源課長 公園と観光センターの連携といたしましては、例えば公園のほうでイベントを実施する際に、それに合わせて観光センターのほうでも特別な体験プログラムや企画展示をして、公園もセンターも相互に楽しんでいただけるような連携は図るようにしてございます。

永井委員 特別なイベントのときは連携をされているということですが、紙すき体験をされた方で、カヌーがあることを知らなくて来る人もいるので、例えばそういうところで連携をして、割引でもいいし、何かちょっとしたものでいいと思います。案内はパンフレットか何か園内にもあったので、そういう部分でわかるんですが、そういったインセンティブのある連携が日ごろからあると、カヌーに来たつもりだったけれど、体験の工房だったり、センターのイベントだったりとか、企画展とか、このアンケートの中にもあるように、とてもいいイベントをやっていたのに知らなかったなんていう話もあるので、うまく連携して、うまく広がっていくようなものができれば、もっとこのセンターがうまく回るかと思うので、御検討いただければと思います。

三嶋観光資源課長 ただいま大変貴重な御意見をいただいたと考えておりますので、部局のほうも相互に連携をするとともに、指定管理者のほうともよく検討いたしまして、連携を図ってまいりたいと考えてございます。

遠藤委員 この富士川クラフトパークは道の駅になっていますか。

三嶋観光資源課長 富士川観光センターが道の駅を兼ねているところでございます。

遠藤委員 ほかの類似施設、南部、とみざわ、しもべ、富士川とありますが、ここだけ道路の掲示看板に食事マークがないです。9月に中部横断自動車道がせっかく開通するので、ここは奥だから、ちょっと入っちゃうので、食事マークを掲示してもらおうと利便性が高くなるかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

三嶋観光資源課長 済みません。そちらのほうの表示がどうなっているかは、再度確認をさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

志村委員 せっかく中部横断自動車道が間もなく開通で、ここは下部温泉早川インターチェンジから下りて向かうとそのまま行ける好立地にあって、車で来る家族連れがターゲットです。すぐ隣にはゴルフ場もあるからゴルフをやる方も来ます。県土整備部と観光文化部で管理していますが、ここにいかに来ていただくかを、ぜひ県土整備部の道路行政をされている立場からも、知恵を絞って稼働率を上げていただくようなことをいろいろ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大久保委員長 両方にかかわりますので、まず、三嶋観光資源課長から答弁をお願いします。

三嶋観光資源課長 委員がおっしゃられたとおり、中部横断自動車道の開通を見据えまして、我々としては、やはり観光センターを活用して観光振興を図っていくことは、本当に重要なことだと考えております。

観光センターは、先ほども御質問の中にもありましたとおり、道の駅を兼ねてございます。昨年8月には道の駅のネットワーク協議会というものも設立

されまして、今サイクルツーリズム等々を含めて、道の駅を拠点に進めていこうという流れもございますので、あらゆるそういった機会を捉えまして、観光振興に取り組んでまいりたいと考えてございます。

伊良原都市計画課長 都市計画課といたしましても、例年秋ごろにウエルネス単体で行っているイベントを開通に合わせて行うなど、道の駅と連携しながらやっていきたいと考えております。

大久保委員長 先ほど鷹野委員の質問で、公課公租の変動にかかわる部分について、確認後説明をいたすとの御答弁がありました。その部分のお答えはいかがでしょうか。

伊良原都市計画課長 先ほどは失礼いたしました。

消費税については、先ほど御説明したとおり、前々年度の売り上げが1,000万円以下の場合には納付が免除されるということで、令和2年度との違いでございますけれども、今確認したところ令和元年度の消費税は法人税などの税務申告に誤りがあったということで、令和元年度分を令和2年度に合わせて納付しているため、令和元年度と令和2年度でこの差が出ております。

(山梨県立富士山世界遺産センターについて)

向山副委員長 南館の無料は、令和元年度からということでよろしいですか。

和泉世界遺産富士山課長 そのとおりでございます。

向山副委員長 これは、多分当時の政策判断だと思いますが、南館を無料にして、本来なら施設利用料として入っていた指定管理料を全額指定管理料として渡すということに転換をしたということですか。

和泉世界遺産富士山課長 この令和元年度無料化につきましては、このときの公募に際しての指定管理者の提案でございます。今業務を行ってありますピカの提案におきましては、入館料を無料にして入館者を増加させて、売店やカフェ収入で利用料金収入を補うという提案で無料化に至ったものでございます。

向山副委員長 令和元年と比べると大体1,900万円近く委託料が増加していますが、どのような理由でしょうか。

和泉世界遺産富士山課長 現在の指定管理の前の指定管理、平成28年度の南館オープンの際に、県で入館者数の見込みを多く見積もっておりました。当時、無料と有料の施設が併存する石見銀山という施設を参考にしまして、石見銀山では、無料施設入館者の6割が有料施設にいらっしゃるということで、4ページの平成28年度の施設利用料の実績は1,292万6,710円で、当時4,200万円ほど利用料金があると県では算定しておりました。それに伴って、当初の指定管理のときの委託料は、この規模の施設には非常に低い委託料となっております。

そこで、今回の指定管理の募集におきましては、この委託料の積算を大幅に見直しまして、平成29年度の実際の南館の入館者数から入館見込みを出しました。おおむね1,800万円の入館料になるだろうということをもとに、4,100万円ほどの委託料を積算しまして、さらに、今まで県が直接支払って

た800万円の南館の展示物の保守料を指定管理委託料に含めまして、4,900万円という、前回に比べ大幅な増額の委託料を組んだところでございます。

向山副委員長 そうすると平成30年から令和元年についての積算の見直しと、さらにその保守料を加えた分で令和2年度はこの金額。これはコロナによって入ってくる収入が少ないから、その補填分という意味での増額ではないということですか。

和泉世界遺産富士山課長 今回の説明は、令和元年度の4,900万円の委託料についての御説明でございました。令和2年度の6,841万4,000円につきましては、委員の御指摘のとおり、コロナ禍における運営ができるような委託費として4,994万円に、さらに1,847万4,000円強、上乘せをした形の委託料でございます。

向山副委員長 収支差額を見ると、平成28年度からずっと2,000万円、1,000万円、800万円、2,500万円、1,400万円と赤字が続いていますが、この足りない差額は、指定管理者が全部補填をしているということですか。

和泉世界遺産富士山課長 そのとおりでございます。

向山副委員長 これだけの額を指定管理者が毎年補填しても、それだけのメリットがあるということでしょうか。普通、これだけの額を補填していると相当な負担になると思いますが、どういうやりとりを県とされているのでしょうか。

和泉世界遺産富士山課長 指定管理者から大変厳しいというお話をいただいております。

向山副委員長 今こういう状況で、指定管理料をその分どんどんふやしていくかということ、なかなか財政的にも厳しいというときに、無料化というのも一つの目玉だったのかと思いますが、また有料化にするという検討はされているのでしょうか。

和泉世界遺産富士山課長 もともと設管条例上は有料施設でございますので、有料施設に変えることは可能でございます。ただ、南館が無料施設であるという認知が非常に高まってきましたので、現実的にはなかなか難しいところもあるかとは思いますが、世界遺産センターの目的を、有料化にしてなおかつ達成できるという提案があれば、有料化ということも可能でございます。

流石委員 原材料費とは何ですか。

和泉世界遺産富士山課長 センター北館にはレストランと売店がございます。その仕入れに係る経費でございます。

流石委員 原材料費の平成28年度が3,800万円、平成29年度が5,500万円、平成30年度が6,200万円、大体5,000万円前後で推移していますが、ここを私は改善の余地があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。もう少し工夫次第で何とかできるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

和泉世界遺産富士山課長 委員御指摘の点につきましては、指定管理者はグループ企業のスケールメリットを活かして縮減に努めていると承知しておりますが、指定管理者のほうからも情報をよく伺いまして、検討いたしてまいりたいと思います。

流石委員

もう一点、一つの提案ですが、富士山はトイレがほとんど有料です。ここの世界遺産センターのトイレを私も使ったことがあります。もう使い放題です。富士山は、やっぱり水も電気もないところで、お客さんも富士山はお金がかかると認知しています。

この世界遺産センターは、ちょうど富士山の入り口です。ここを何とかすれば、黒字までにはならなくても、赤字が大分減るのではないかと考えています。40万人、50万人来て、100円ずついただいたとしたら、4,000万円、5,000万円となりますので、そこからいただきたいなと私は思っております。

スバルラインは黒字だからいいとは思いますが、スバルラインのトイレもみんな有料にすれば、もう少し収入があるのかなと考えています。やっぱり今後は、きれいなトイレだからお金をいただくという考え方のほうが私はいいのかなと思います。

日本のトイレはきれいですよね。外国のお客様がよくきれいだ、きれいだって言いますが、日本人の気質で細かく、丁寧に掃除をするというのが、やっぱり日本人のよさだなと思っております。ぜひそこを考えていただければ、また違う局面が生まれるのではないかなと思います。一言いただきたいですが、いかがですか。

和泉世界遺産富士山課長 委員の御指摘の富士山のトイレですが、山小屋や5合目の観光売店等におきましては、ライフラインがない中で、有料ということでございます。今後この世界遺産センターの収支改善に向け、さまざまな検討をする中で、今委員からいただいた御意見も検討させていただきたいと思っております。

※ (公財) 山梨総合研究所【知事政策局】関係

質疑

((公財) 山梨総合研究所について)

向山副委員長 まず、山梨総研の研究員は何人いらっしゃるのですか。

有泉政策企画グループ政策参事 研究員に関しましては、調査研究部長が1人、それから研究員が10人となっております。

向山副委員長 この研究員や部長は入れかわりがあるのか、ずっと研究員としていらっしゃるのか、定期的に入れかえているのか。

有泉政策企画グループ政策参事 訂正いたします。

研究員という御質問でありましたので、研究員につきましては、調査研究部長が1人で間違いございませんが、研究員は7名となっております。言い間違えましたのは、研究員のほかに事務職員や研究補助の職員がおりますので、こは訂正させていただきます。

部長は特に任期はございませんが、ほかの職員は3年程度の入れかえでございます。

向山副委員長 事業収益を1,435万円減額されているのはコロナの影響でしょうか。この事業収益自体は、どのように積み上げていってこの数字になるのか、お伺いし

たいと思います。

有泉政策企画グループ政策参事 事業収益は、主に県や市町村からの受託によるものが多くございます。先ほども福祉の計画策定支援などが多いというお話をさせていただきましたが、福祉の計画は5年で見直し、あるいはその中間年で見直しということがございますので、それに影響されることが大きく、年によって波が多少はございます。令和2年度は35件あったと申し上げましたが、その前年ですと、38件あったので、前年度比でマイナスになってはいますが、その前の年ですと29件で、32件、21件という年もございまして、行政計画の波に左右されることが多いのですが、10年平均は34件ですので、昨年度は例年並みだったのかなと思っております。

向山副委員長 山梨総研は行政向けに対する部分が多いイメージがありますが、民間に対しても、今、経営支援や助言を求めている企業も多いのかなと思っておりますが、そこら辺についての取り組みは、現状でありますでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 先ほど事業報告で少し御紹介させていただきましたが、3ページをごらんいただきますと、委員のおっしゃるとおり、地域社会への貢献というのが山梨総研の本旨でありますので、地元企業向けの研究、それから成果の発表も非常に重要でございます。

それで行ったのが事業実施状況で御紹介しましたウイズコロナ時代の企業戦略というアンケートでして、これは、県内企業、商工会議所、あるいはやまなし産業支援機構などと共同でアンケートを実施いたしまして、こんなことを企業は今感じておられますという内容でまとめたものをシンポジウムでも発表させていただいたということがございます。

それから、4ページの上から2つ目の4地域資源経営創造プロジェクト、これからの企業は地域社会とのつながりを持っていったほうがいいのかという研究もしているところでございまして、こういった企業向けの、コロナ時代における今後のあり方といった研究、それから、成果の提供などもしているところでございます。

向山副委員長 民間のほうから具体的に個別の相談や案件等で要望があれば、それには答えているのでしょうか。要望を受けることはあるのでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 受託は基本的には自治体が主でありまして、御相談等あった場合には、お答えすることはございますし、自主研究のテーマとして取り入れて、その内容をお返しするという活動はしてきております。

向山副委員長 コロナに関連した研究は、昨年度中に何か行ったものはありますか。このウイズコロナ時代のシンポジウムはそうだと思いますが、研究の中で行っているものは何かありますでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 県関係からもアンケート調査などはお願いしているところでありまして、例えば、コロナ関係で、県としても二拠点居住の推進などを進めようという動きがございましたので、東京圏の企業の動きなどを探るニーズ調査もいたしましたし、GoToトラベルに関する宿泊施設の稼働状況の調査なども行ったところでございます。

向山副委員長 最後に、県から受託しているのは何件で、どの程度の規模かわかりますか。

有泉政策企画グループ政策参事 令和2年度におきましては、受託案件としては5件でございます。合計額は750万円程度でございます。

向山副委員長 県が発注をしている5件については、どういう項目で幾らのものか、資料でいただければありがたいと思います。

大久保委員長 委員各位に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大久保委員長 それでは、要求のありました資料につきましては、資料作成後、提出をお願いしたいと思います。

鷹野委員 先ほどの介護福祉計画など、市町村でお願いして受託しているところもあると思いますが、今までの受託の中で、例えば総合計画などいろいろあると思いますが、特にどういうジャンルがあったのか、お伺いします。

有泉政策企画グループ政策参事 委員おっしゃるとおり、昨年度、総合計画の受託はございました。ほかに目立つものとしたしましては、障害福祉計画、それから高齢者の福祉計画、福祉の関係がやはり多くございます。それから市町村の国土強靱化計画の策定などが主なものとなっております。

鷹野委員 多種広範囲に調査があると思いますが、そういう要請に応えられるような人材確保はどのようになっていますでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 研究員が部長のほか7名いると申し上げましたが、うち3名が県から派遣している職員でございます。それから、市町村から派遣されている職員が1名、山梨中央銀行、YBSグループからそれぞれ1名派遣されておりまして、これら多様な人材がそれに当たっている状況でございます。ですので、行政計画には十分お応えできる陣容と考えてございます。

鷹野委員 平成10年に組織ができて、当然認知もされている中で実績もある状況ですが、具体的に年度によって計画の多少があったりするわけですが、ジャンル以外のものでも、こういうお願いごとにお応えできる体制が整っているのか、例えば5ページの一番上に産業、医療、福祉、健康、子育て、教育、まちづくり等、地域の諸課題に関する調査研究とありますが、おおむね今のメンバーだけで全て応えられる状況を用意できていると受け取ってよろしいでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 委員の御指摘の5ページに表示されているもののほかにも、富士山レーダードームの展示リニューアルコンサルタント委託など、非常に幅の広いものも扱っておりまして、おっしゃるようないろんな御要望にお応えはしてきているところでありますし、その能力も持っていると考えております。

その他 ・7月29日に現地調査を行うこととされた。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 大久保 俊雄